

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年12月3日（令和7年（行情）諮問第1377号及び同第1378号）

答申日：令和8年5月27日（令和8年度（行情）答申第165号及び同第166号）

事件名：行政文書ファイル「資料・説明要求」の最新版につづられた文書の一部開示決定に関する件

行政文書ファイル「資料・説明要求」の最新版につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされたもの等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書53」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表の番号12に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年3月24日付け防官文第6962号、同年5月30日付け同第12797号並びに同年9月5日付け同第20568号及び同第20569号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア ないしか （略）

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア ないしき （略）

(3) 審査請求書3（原処分3及び原処分4について）

アないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(4) 意見書 (諮問第1377号について)

宿舎の名称と住所は公開されている。

特定県における駐屯地及び宿舎の所在地は特定県庁ホームページ(URLは以下のとおり)で公開されている。

例えば特定宿舎であれば上記URLでダウンロードした資料の6枚目。
(略)

諮問庁(特定部隊)もホームページ(URLは以下のとおり)で宿舎の名称・住所を明らかにしている。

(略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について(諮問第1377号)

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書44を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和7年3月24日付け防官文第6962号により、本件対象文書のうち、文書1(1枚目のみ。)について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、同年9月5日付け同第20568号により、本件対象文書のうち、文書1(1枚目を除く。)及び文書2ないし文書44について、法5条1号、2号イ、3号及び4号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 原処分2及び原処分4について(諮問第1378号)

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1(1枚目を除く。)及び文書2ないし文書53を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和7年5月30日付け防官文第12797号によ

り、本件対象文書のうち、文書1（1枚目を除く。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、同年9月5日付け同第20569号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書53について、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法第5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件各開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月3日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1377号及び同第1378号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月18日 審議（同上）
- ④ 令和8年1月8日 審査請求人から意見書を収受（令和7年（行情）諮問第1377号）
- ⑤ 同年5月21日 令和7年（行情）諮問第1377号及び同第1378号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は、原処分1及び原処分2に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該各処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「行政文書ファイル「資料・説明要求」の最新版に綴られた文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられていた。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1ないし5、8、11、13ないし19及び28の不開示部分について

ア 当該不開示部分には、自衛隊の宿舍の名称及び所在に関する具体的

な情報が記載されているものと認められる。

イ これを検討するに、原処分において、各宿舍の状況等について記載された部分が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該宿舍に居住する自衛隊員の身体や財産等への不当な侵害、当該宿舍への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を誘発させるおそれがある旨の諮問庁の説明を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号3の不開示部分について

ア 当該不開示部分には、自衛隊の部隊の定員・現員の状況に関する情報等が記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、各部隊の組織・態勢、能力等が推察されるところとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号6の不開示部分について

ア 当該不開示部分には特定の請願の紹介者である国会議員が自署した署名が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該不開示部分を不開示にした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁からおおむね次のとおり説明があった。

国会議員の活字による氏名及び印影部分については、通常、公にすることが予定されているものとして、いずれも法5条1号ただし書イに該当するものとして開示したが、一般に、署名については、その形状が判別されるような状態のものは公表しておらず、開示した場合、筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示とした。

ウ これを検討するに、上記諮問庁の説明は否定し難く、本件署名は公にされておらず、これを公にする慣行があるとも認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条1号本文前段に該当するが、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当する事情も認

められない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号7、29及び30の不開示部分について

ア 当該不開示部分には防衛省に対し、説明要求等を行った国会議員の氏名、連絡先等が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、当該部分が含まれる文書15、文書46及び文書47は、いずれも公開を前提とせず、防衛省が国会議員から取得した情報又は防衛省においてその内容を整理した文書であり、当該国会議員の氏名、連絡先等について「公にされている情報」とも「公にすることが予定されている情報」であるとも判断すべき事情は認められず、同号ただし書イには該当しないと認められる。

また、当該部分は、法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認めべき特段の事情も存しない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号9及び20の不開示部分について

ア 当該不開示部分には要望書を作成した団体の印影が記載されているものと認められる。

イ 団体の印影は、書面が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであると認められ、当該不開示部分はこれを公にすることにより、書面を偽造され悪用されるおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の番号10及び21の不開示部分について

ア 当該不開示部分には防衛省に対して要望を行った団体の構成員である民間人の氏名、肩書き、連絡先等が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分は、一体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人

識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表の番号12の不開示部分について

ア 当該不開示部分には特定の刑事事件に係る被告人の動機等に関する詳細な情報が記載されていると認められるが、その内容は、当該刑事事件の判決内容に係る報道を引用したものであると認められる。

イ 当該不開示部分が含まれる文書27には、特定の被告人による事件に関する情報が記載されており、文書全体が当該被告人に係る個人に関する情報ではあるが、当該被告人の氏名等特定の個人を識別することができる情報は記載されていないので、法5条1号本文前段の個人識別情報には該当しない。

また、当該部分に記載された情報は、判決において明らかにされた内容に係る報道の引用であり、その内容は、既に報道により公になっていると認められるから、当該部分を公にすることにより、なお当該被告人の権利利益を害するおそれがあるものとは認め難く、法5条1号本文後段にも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(8) 別表の番号22ないし27の不開示部分について

ア 当該不開示部分には自衛隊が実施した通信システムに係る試行事業及び配備計画に係る具体的かつ詳細な情報が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の組織・態勢、指揮統制要領、運用能力等が推察されるところとなり、同隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認め

られないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表の番号12を除く部分は、同条1号、2号イ、3号及び4号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の番号12に掲げる部分は同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

行政文書ファイル「資料・説明要求」の最新版に綴られた文書の全て

(2) 本件請求文書 2

行政文書ファイル「資料・説明要求」の最新版に綴られた文書の全てのうち防官文第6962号(2025. 1. 21-本本B2396)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2025. 1. 21-本本B2396)の後に綴られた文書の全て

2 本件対象文書

文書1 資料要求について(令和6年5月9日 防衛省)

文書2 応答要領(手持ち)・地図・入居状況

文書3 宿舎配置図1

文書4 宿舎配置図2

文書5 福岡県鞍手郡小竹町 自衛隊官舎

文書6 委託食堂の設置状況(首都圏)(令和6年5月 防衛省)

文書7 R5年度予算案(お知らせ)

文書8 R6年度予算案(お知らせ)

文書9 緊急出動のある自衛官の官舎の改善に関する請願

文書10 緊急出動のある自衛官の官舎の改善(令和6年6月5日 防衛省)

文書11 資料要求について(令和6年5月 防衛省)

文書12 資料要求について(令和6年9月 防衛省)

文書13 演習場の近傍に所在する宿舎での防音対策の考え方について(令和6年5月29日 防衛省)

文書14 公務上の災害を受けた場合の補償等について(令和6年6月 防衛省)

文書15 【説明要求】****議員(令和6年6月○日 人事教育局厚生課)

文書16 緊急出動のある自衛官の官舎の改善(令和6年6月12日 防衛省)

文書17 庁内託児施設の設置状況(令和6年6月 防衛省)

文書18 慰霊碑「黒鷹の勇士」(令和6年7月12日 防衛省)

文書19 自衛隊官舎の無料化拡大等について(令和6年7月17日 防衛省)

文書20 自衛隊と地域コミュニティとの連携に関する要望書

- 文書 2 1 合同宿舎の状況（竹松駐屯地周辺）
- 文書 2 2 自衛隊官舎の無料化拡大について（令和 6 年 8 月 1 6 日 防衛省）
- 文書 2 3 要望書（陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充促進期成会）
- 文書 2 4 佐世保市基地政策特別委員会 令和 7 年度国要望事項
- 文書 2 5 自衛隊員の生活環境の改善（宿舎の改善・整備）
- 文書 2 6 防衛省が管理する国設宿舎の所在地及び戸数について（令和 6 年 9 月 防衛省）
- 文書 2 7 【応答メモ】防衛省が把握している事実関係（動機等報道情報を含めて）について
- 文書 2 8 宮古島駐屯地・宮古島分屯基地における宿舎状況について
- 文書 2 9 P F I 導入の流れ
- 文書 3 0 伊丹駐屯地・玖珠駐屯地における宿舎状況について
- 文書 3 1 自衛隊宿舎の概要について（宮城県）
- 文書 3 2 上富良野駐屯地の体制強化更なる拡充及び演習場拡張を求める要望書
- 文書 3 3 資料要求について（令和 6 年 1 1 月 防衛省）
- 文書 3 4 資料要求について（令和 6 年 1 1 月 1 1 日 防衛省）
- 文書 3 5 商用低軌道衛星通信網の試行について（令和 6 年 1 1 月 人事教育局厚生課）
- 文書 3 6 令和 6 年度スターリンク実証役務（「かしま」・「しまかぜ」）（令和 6 年 1 1 月 海上幕僚監部）
- 文書 3 7 海上自衛隊の艦内における厚生通信の現状及び整備計画（令和 6 年 1 1 月 人事教育局厚生課）
- 文書 3 8 防衛省との意見交換・追加質問
- 文書 3 9 1 1 月 2 6 日に行った「大軍拡と基地強化に関する意見交換」への追加質問について（令和 6 年 1 2 月 2 0 日 防衛省）
- 文書 4 0 家族会からの提言（厚生課主管抜粋）
- 文書 4 1 隊友会、陸修偕行社、水交会、つばさ会からの提言（厚生課主管抜粋）
- 文書 4 2 陸上自衛隊えびの駐屯地の官舎増設に関して、具体的な場所等の最新情報について（防衛省 令和 6 年 1 2 月 2 4 日）
- 文書 4 3 資料要求について（令和 7 年 1 月 〇日 防衛省）
- 文書 4 4 2 0 2 3 年度当初、2 0 2 3 年度補正、2 0 2 4 年度当初、2 0 2 4 年度補正、2 0 2 5 年度当初の各予算における、建設公債発行対象経費と内訳について（令和 7 年 1 月 2 4 日 防衛省）
- 文書 4 5 【応答要領】自衛官への結婚支援の検討
- 文書 4 6 札幌隊友会要望事項他

- 文書 4 7 (回答) 札幌隊友会要望事項他 (令和 7 年 2 月 6 日 防衛省)
- 文書 4 8 千葉県内におけるすべての自衛隊駐屯地・基地ごとの公務員宿舎の老朽化対策経費 (令和 7 年 2 月 防衛省)
- 文書 4 9 令和 7 年度予算案のうち、九州・南西地域における部隊新編に関する経費の総額及び地区ごとの詳細・内訳 (令和 7 年 2 月 18 日 防衛省)
- 文書 5 0 資料要求について (令和 7 年 2 月 7 日 防衛省)
- 文書 5 1 殉職者慰霊碑の概要
- 文書 5 2 令和 6 年度自衛隊殉職隊員追悼式の概要
- 文書 5 3 防衛省が維持管理する宿舎の建設年について (令和 7 年 3 月 防衛省)

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

(1) 本件請求文書 1 の対象として特定された文書

ア 原処分 1

文書 1 (1 枚目のみ。)

イ 原処分 3

文書 1 (1 枚目を除く。) 及び文書 2 ないし文書 4 4

(2) 本件請求文書 2 の対象として特定された文書

ウ 原処分 2

文書 1 (1 枚目を除く。)

エ 原処分 4

文書 2 ないし文書 5 3

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目の一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。
2		2 枚目から 4 枚目までのそれぞれ全て	
3		5 枚目の一部	
4	文書 3	1 枚目の一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。
5	文書 4	1 枚目の一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎

			への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
6	文書9	2枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
7	文書15	件名及び1枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8	文書21	1枚目から3枚目までのそれぞれ一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
9	文書23	5枚目の一部	法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
10		6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
11	文書24	11枚目の一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、

			当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
12	文書27	1枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
13	文書28	2枚目の表題を除く全て	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
14		3枚目から5枚目までのそれぞれ一部	
15	文書30	6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
16		8枚目から10枚目までのそれぞれ表題を除く全て	
17		11枚目の全て	
18	文書31	3枚目から9枚目まで及び13枚目のそれぞれ一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
19		10枚目から12枚目までのそれぞれ表題を除く全て	
20	文書32	2枚目の一部	法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権

			利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
2 1		6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2 2	文書35	1枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2 3	文書36	1枚目の一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2 4		2枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2 5	文書37	2枚目の一部	自衛隊の運用及び指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力並びに指揮統制要領、手法

			及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
26		3枚目の一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
27		4枚目及び5枚目のそれぞれ内容の全て	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
28	文書39	3枚目の一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
29	文書46	1枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するた

			め不開示とした。
30	文書47	2枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。